

分担研究課題:カナダにおける大麻規制の実態調査及び小冊子の編集・作成

研究分担者: 鈴木勉(星薬科大学特任教授・名誉教授)

研究要旨 ; 2018年10月から成人の嗜好品として的大麻の使用が合法化されたカナダにおける大麻規制の状況について、医療目的での使用及び嗜好品としての使用の実態を現地調査により明らかにした。

また、研究成果を普及するため、他の研究分担者の研究成果を含め、現時点における大麻に関する情報を総合的に取りまとめた小冊子を編集・作成した。

A. 研究目的

世界的に大麻を取り巻く環境はここ数年で大きく様変わりした。特にカナダにおいては、2018年7月に嗜好品として的大麻の使用を合法化する法律が成立し、同年10月から施行されたため、施行前後の状況を現地調査により明らかにする。併せて、従来から進められてきた医療における大麻の使用状況を調査する。

これらの成果を普及するため、大麻に関する総合的な情報を掲載した小冊子を編集・作成し今後的大麻への対策に資するべく、各方面に配布する。

B. 研究方法

1. カナダにおける大麻規制状況について

成人による嗜好品として的大麻使用を合法化するなどを内容とする大麻規制を改正する法律の2018年10月17日からの施行を踏まえ、施行前の2017年9月及施行直後のび2018年10月にカナダブリティッシュ・コロンビア州バンクーバー市を現地調査し、薬局、薬剤師会、大麻販売店舗、医薬品として的大麻製造業者などを訪問し、大麻の使用に関する各種の情報を収集・整理した。

2. 大麻問題の現状をまとめた小冊子の作成

3年間の各研究分担者の継続研究の成果を取り

まとめるべく、小冊子の目次を作成し、分担した執筆原稿を編集し、小冊子を作成した。

C. 研究成果

1. カナダにおける大麻規制状況について

カナダにおいては、大麻法改正以前から医療用大麻の使用はかなり認められており、セサメト(ナビロン)及びサティベックス(ナビキシモールズ)が医薬品として承認されているほか、乾燥大麻や大麻オイルについても、政府が認可した製造販売業者が医師の証明書を添付した申請書を受けて申請者に製品を送付する仕組みができていいる。このような仕組みは法改正後も同様に運用されているほか、やくぶつい存症の治療としてメサドンなどを自己投与する治療が行われている。

嗜好品として的大麻については、改正法により年少者的大麻へのアクセスを厳しく規制し、反社会的集団などの収入減を断つことを目的に制度設計が行われたが、2018年10月時点では改正法による嗜好用大麻の販売が認可されたのはバンクーバー市内で1店舗のみで多くはwebを通じて購入しているとのことであった。また、違法な大麻ショップもなお存在し、合法化に伴って解決すべき問題点の整理には今後の推移を見守る必要がある。

2. 大麻問題の現状をまとめた小冊子の作成

3年間の各研究分担者の継続研究の成果を取りまとめるべく、小冊子の目次を作成し、分担した執筆原稿を編集し、「大麻問題の現状」と題する小冊子を作成した。これを都道府県の麻薬行政担当部局などに配布し、今後の取り組みに資することとした。